

社会保障審議会 介護給付費分科会 審議スケジュール

年月	分科会における審議	備考
H13.10	○第1回(10月22日) ・介護保険制度実施状況 等	H13.10 介護事業経営概況調査 の実施
	○審議第1ラウンド(H13.11～H14.3) 各介護保険サービスについて順次、報酬 に関する論点をひとつとおり議論	
11	・第2回(11月5日) -介護保険制度実施状況 等 -介護報酬(訪問介護、訪問入浴介護、通所 介護、通所リハビリ)	
12	・第3回(12月10日) -長期入院への対応 -介護報酬(介護老人福祉施設、居宅介護支援)	
H14.1	・第4回(1月23日) -介護報酬(介護療養型医療施設、訪問看護等)	
2	・第5回(2月13日) -介護報酬(介護老人保健施設、短期入所生活介 護・短期入所療養介護、その他)	
3	・第6回(3月25日) -介護報酬(痴呆対応型共同生活介護、福祉用具 貸与・購入、住宅改修、特定施設入所者生活介護)	
4	○関連事業者団体からのヒアリング(第7回、 第8回)、一般からの意見公募	H14.4 ・介護事業経営概況調 査の結果報告 ・介護事業経営実態調 査の実施
5	○審議第2ラウンド ・第9回(5月13日):訪問介護、居宅介護支援 ・第10回(5月23日):介護老人福祉施設、介護老人 保健施設、介護療養型医療施設	
6	・第11回(6月7日):通所介護・通所リハビリ、痴 呆対応型共同生活介護 等	
	○総括議論 ・第12回(6月17日):報酬骨格に関わる総括議論	
7	○介護報酬骨格設定 ----- 第13回(7月1日): ・報酬体系の見直し案について ・施設の入所(入院)者に関する運営基準の見直 し案について	->審査支払システムの システム設計変更 (H14.7～H15.3)
秋	○介護報酬新単価の設定に向けて議論	介護事業経営実態調査 の結果報告
H15.1	○介護報酬新単価の諮問・答申	
H15.4	介護報酬改定	新システムへの移行

介護報酬体系の見直しについて（概要）

平成14年7月

厚生労働省 老健局

1. 報酬体系の見直しの主な内容

(1) 訪問介護

① 報酬区分の見直し

<p>(現行) 3類型 身体介護／家事援助／複合型</p>	<p>(改正案) 2類型 ・身体介護／生活支援(家事援助の名称改め) ・複合型は廃止</p>
-----------------------------------	--

② 3級訪問介護員に係る減算

<p>(現行) 3級訪問介護員が身体介護(複合型)を行う場合、通常報酬の95/100を算定(5%の減算)</p>	<p>(改正案) 3級訪問介護員について、身体介護以外の訪問介護を行う場合も、一定率の減算の対象とする</p>
--	---

(2) 通所介護・通所リハビリテーション

① 通所サービスの延長サービス

<p>(現行) 所要時間8時間まで報酬設定、8時間以上は保険外サービス(利用者負担)</p>	<p>(改正案) 8時間を超えるサービスにつき、2時間延長までを限度として加算を創設</p>
--	--

② 通所リハビリテーションにおける個別リハビリテーションの評価

<p>(現行) リハビリテーションについては、通所リハビリテーションの報酬のなかで包括的に評価</p>	<p>(改正案) 利用者に対する個別のリハビリテーションを行った場合は、別途加算として評価</p>
---	---

(3) 居宅療養管理指導

<p>(現行)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医師又は歯科医師が行う場合： 月 1 回を限度・ 薬剤師が行う場合： 月 2 回を限度・ 歯科衛生士等が行う場合： 月 4 回を限度	<p>(改正案)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医師又は歯科医師が行う場合： 月 2 回を限度・ 薬剤師が行う場合： 医療機関の薬剤師の場合は月 2 回を限度 薬局の薬剤師の場合は月 4 回を限度・ 歯科衛生士等が行う場合： 月 4 回を限度 (初回点数と 2 回目以降点数は別区分)
--	---

(4) 居宅介護支援（ケアマネージャーの報酬）

<p>(現行) 要介護度別の 3 類型</p> <p>要支援 / 要介護 1・2 / 要介護 3～5</p>	<p>(改正案) 1 本化</p> <p>要介護度によらず一律とする。</p>
--	---

(5) 退院・退所時の支援

<p>(現行)</p> <p>施設退所時に、施設が相談援助や療養上の指導を行うとともに、退所後、居宅介護支援事業所等へ必要な情報提供を行った場合、施設へ報酬加算</p>	<p>(改正案)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 退所時の相談援助や療養上の指導に対する施設への報酬加算・ これと別に、退所前から、施設と居宅介護支援事業所とが連携・情報交換を行った場合に、施設へ報酬加算
--	---

(6) 痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）

<p>(現行)</p> <p>夜間の勤務について、1 人以上の宿直体制</p>	<p>(改正案)</p> <p>夜勤体制をとる場合の報酬加算（夜勤体制加算）を創設</p>
---	---

(7) 新型特養（全室個室・ユニットケアの特別養護老人ホーム）

- 新型特養に支払われる報酬項目を新設（居住費を徴収する分、従来型の報酬より低額に設定）

※従来型特養の報酬項目についても、当面存続。

- 新型特養の居住費について、低所得者（保険料第1・第2段階）への軽減措置を介護報酬により実施

<p>(現行)</p> <p>・ 建築費：</p> <p>① 施設整備費補助</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>② 介護報酬（法人負担分）</p> <p>・ 光熱水費等：介護報酬</p>	<p>(改正案)</p> <p>・ 個室・ユニット部分の建築費・光熱水費等 →利用者負担（4～5万円）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・ 低所得者への負担軽減</p> <table><tr><td>(保険料段階)</td><td>(介護報酬による補助)</td><td>(利用者負担)</td></tr><tr><td>第1段階： 2万円</td><td>→</td><td>2～3万円</td></tr><tr><td>第2段階： 1万円</td><td>→</td><td>3～4万円</td></tr></table> <p>※このほか、社会福祉法人による負担軽減制度も適用</p>	(保険料段階)	(介護報酬による補助)	(利用者負担)	第1段階： 2万円	→	2～3万円	第2段階： 1万円	→	3～4万円
(保険料段階)	(介護報酬による補助)	(利用者負担)								
第1段階： 2万円	→	2～3万円								
第2段階： 1万円	→	3～4万円								

(8) 介護療養型医療施設の人員配置

看護職員6：1、介護職員3：1（計2：1）の配置の報酬評価は、経過措置として平成15年3月31日（14年度）までの間に限り算定することとなっており、この経過措置どおり、平成14年度限りで廃止。

(9) 介護療養型医療施設の重度入院患者への対応

一定の医療処置を要する者など重度管理が必要な患者に対して、新たな報酬項目として「重度療養管理」（仮称）を創設。

(10) 介護タクシー

<p>(現行)</p> <p>乗車・降車の介助行為の合計時間分について、身体介護の報酬を算定 (身体介護 30 分の場合：210 単位)</p>	<p>(改正案)</p> <p>乗車・降車の介助行為についての新たな報酬項目を設定 (乗車・降車介助 1 回につき00単位)</p>
--	--

2. 施設の入所（入院）に関する運営基準の見直し

介護保険 3 施設への入所・入院に関する基準を見直し、特に特養については、入所希望者が多い場合には、要介護度などに応じて優先的な入所に努めることとする。